

人材紹介基本契約書（見本）

株式会社 Nurse Link Kochi（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）
は、甲が行う有料職業紹介事業に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、看護師等の医療人材（以下「求職者」という。）を紹介し、乙が当該求職者を雇用することを目的として、両者の権利義務関係を定めるものである。

第2条（紹介業務の内容）

1. 甲は、乙の求人条件に基づき、求職者の紹介を行う。
 2. 甲は、雇用契約の締結および雇用後の労務管理について責任を負うものではない。
 3. 求職者の採否決定は、乙の責任と判断において行うものとする。
-

第3条（成功報酬）

1. 乙が、甲の紹介により求職者を採用した場合、乙は甲に対し、成功報酬として紹介手数料を支払う。
 2. 紹介手数料は、当該求職者の**想定年収の15%（消費税別）**を上限とする。
 3. 想定年収とは、基本給および恒常的に支給される諸手当を含む年額とし、賞与・時間外手当等の変動給は含まない。
 4. 前各項の規定にかかわらず、乙が甲との間で有効な**コンサルテーション契約を締結している場合、当該契約期間中に成立した紹介については、紹介手数料は想定年収の7%（消費税別）**とする。
-

第4条（紹介成立の定義）

次のいずれかに該当する場合、紹介が成立したものとみなす。

1. 求職者が乙と雇用契約を締結したとき
 2. 契約形態の如何を問わず、実質的に就労を開始したとき
-

第5条（支払条件）

1. 乙は、甲に対し、紹介成立日から14日以内に、甲が発行する請求書に基づき紹介手数料を支払うものとする。
 2. 振込手数料は乙の負担とする。
-

第6条（返金規定）

1. 紹介された求職者が、自己都合により退職した場合、以下の基準に基づき紹介手数料の一部を返金

する。

就業期間	返金割合
就業開始後 1 か月以内	50%
就業開始後 3 か月以内	30%
就業開始後 6 か月以内	10%
6 か月超	返金なし

2. 乙の責に帰すべき事由による退職の場合、返金の対象外とする。

第 7 条（禁止行為）

乙は、甲の紹介を通じて知り得た求職者に対し、甲を介さず直接採用する等、本契約の趣旨に反する行為を行ってはならない。

第 8 条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業情報、個人情報等を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第 9 条（免責）

1. 甲は、求職者の能力、適性、勤務態度等について保証するものではない。
2. 甲は、乙と求職者間の雇用契約に起因する紛争について、一切の責任を負わない。

第 10 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とし、期間満了日の 1 か月前までに双方いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、同一条件にて自動更新されるものとする。（※応援看護師の場合のみ）

第 11 条（解約）

やむを得ない事由がある場合、双方協議の上、本契約を解約することができる。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第 13 条（管轄）

本契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

【甲】

住所：〒161-0035

東京都新宿区中井一丁目 2 番 4 号

名称：株式会社 Nurse Link Kochi

代表者：代表取締役 竹林高子 印

【乙】

住所：〒

.....

名称：

.....

代表者： 印